

令和7年度 指定保育士養成施設 3月卒業(修了)見込申請書類 取りまとめ日程表

※当センターHPを9月下旬に更新の際に追加します。

時期	申請者	★ 指定保育士養成施設	マニュアル 参照箇所	登録事務処理センター (以下センター)	都道府県	備考
7月 8月		HP更新を確認 ※1 「保育士登録の手引き」(以下「手引き」)の必要部数他について、センターに請求 請求期限: 令和7年8月18日(月)14:00	3P 1.	〈下旬〉 ホームページ(以下「HP」)更新により、当該年度の取りまとめ方法について案内開始		※1 「保育士登録の手引き」は、申請書など、申請に必要な書類が全てセットされた冊子です。
9月 11月下旬	・登録手数料払込 ・申請書類を作成 ・卒業(修了)見込証明書を申請書に添付し、養成施設に提出	※2 「マニュアル」をダウンロード ・学内の申請者に「手引き」を配布 ・卒業(修了)見込証明書を発行 ※3 ・申請書類の回収、取りまとめ ・「申請書類集計表」、「申請者リスト」の作成 センターへ申請書類を提出 提出期限: 令和7年11月21日(金)必着	3P 2. 4P~7P 8P~11P	〈下旬〉・HP更新により、取りまとめの「マニュアル」配布開始 ・「手引き」を養成施設へ発送 ・申請書類の点検・確認		※2 取りまとめ方法などの詳細については「マニュアル」でご案内いたします。HPよりダウンロードして下さい。 ※3 「指定保育士養成施設卒業見込証明書」または「保育士養成課程修了見込証明書」。通常の「卒業見込証明書」とは異なります。様式は「マニュアル」をご参照ください。
2月下旬		不備の申請書類について、申請者に確認 ※4 申請者の内、2月下旬の期限までに未修了が確定した者についての連絡 FAX受付期限: 令和8年2月20日(金)17:30必着	15P 13.	・不備の申請書類について、養成施設担当に照会 当該申請者について、申請取下げの扱いとする		※4 この期限までに連絡のあった申請書類および登録手数料は、都道府県に送付・送金されず、申請者に返却・返金されます。
3月	申請取下げ者はセンターへ返金依頼の手続き			申請取下げ者へ申請書類・登録手数料を返却および返金		

時期	申請者	★ 指定保育士養成施設	マニュアル 参照箇所	登録事務処理センター (以下センター)	都道府県	備考
3月10日頃				都道府県へ申請書類を送送 登録手数料を送金	申請書類 の審査	※5 「指定保育士養成施設卒業証明書」または「保育士養成課程修了証明書」。通常の「卒業証明書」とは異なります。様式は「マニュアル」をご参照ください。
3月中旬		※5 ・卒業(修了)証明書を提出 ※6 ・未修了確定者/卒業(修了)保留者の連絡 ※7	17P ~19P	・卒業(修了)証明書の点検・確認 ・未修了/保留者の確認		※6 登録手数料は、都道府県に送金されているため、返金できません。
3月末		・卒業(修了)が保留となっていた者についての最終確定連絡 ・最終確定修了者の「卒業(修了)証明書」を提出	20P 19.	・卒業(修了)証明書を送付 ・未修了者の報告 最終確定について報告	卒業(修了)証明書の有無を基に、個々の申請者について修了/未修了を確認	※7 提出期限の時点で、卒業(修了)が未確定となっている者については、一旦保留扱
				登録者を確認 ※8 「保育士登録済通知書」を送送(3月末)	登録決定通知 修了確定者のみ登録決定 (登録年月日は3月中の日付)	
4月	・「保育士登録済通知書」受取り ・記載内容について、訂正・変更がある場合はセンターへ連絡			登録内容の訂正・変更		未修了確定者について、当センターへの連絡漏れがないか、念のため、3月中に再度ご確認願います。
6月末	「保育士証」の受取り			「保育士証」を送送(6月 簡易書留郵便)		※8 6月中旬に「保育士証」が交付されるまでの間、保育士登録がなされたことを暫定的に証明するもの(ハガキ)

【連絡先】

都道府県知事委託 保育士登録機関

社会福祉法人 日本保育協会

登録事務処理センター

登録管理部 登録管理課 松本・山口（申請書類・証明書類の取りまとめ）

経理課 藤井・山口（登録手数料の払込み）

住所：〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2

T E L : 03-3262-1069 / F A X : 03-3262-1070